

北柏木公園（北新宿4-12）での早朝のラジオ体操



ケーブルテレビの広報番組 わたしのまち新宿

6月は北新宿を特集

地域の多彩な魅力を紹介する区の広報番組です。6月は、北新宿のまちを取り上げます。

子どもも大人も参加し、北新宿で長年続くラジオ体操会や、地域の皆さんが計画づくりに携わり、4月20日にオープンした柏木どんぐり公園などを紹介します。



柏木どんぐり公園（北新宿2-19）



地域の皆さんが「わたしのまち」をPR

●番組の放送

6月1日（日）30日（月）、ジエicom港・新宿（11チャンネル）で、毎日3回放送します。

【放送時間】▼午後0時30分～0時50分、▼午後4時～4時20分、▼午後11時～11時20分

※番組は、新宿区ホームページでも動画配信します。また、6月5日（木）から、区政情報センター（本庁舎

1階）、区立中央図書館（大久保3-1-1、旧戸山中学校）・四谷図書館（内藤町87）でDVDを貸し出します。

【問合せ】区政情報課広報係（本庁舎3階）☎（5273）4064へ。

※ケーブルテレビの受信については、ジエicom港・新宿（5月31日）まではJCNみなと新宿☎0120（914）0000へ。

世界に発信！新宿ブランド②

まちの魅力を再発見 今回は北新宿



鎧神社（北新宿3-16-18）

多様な魅力を持つ新宿の名所をシリーズで紹介しています。

★文化財★

鎧神社に眠る伝説と

北新宿の鎧（よろい）神社には、「鎧」にまつわる伝説があります。日本書紀に登場する日本武尊（ヤマトタケルノミコト）が天皇の命で大和朝廷の勢力を東国へと拡大した際、この地

に鎧兜（かぶと）を納めたというものです。



天神社前の狛犬型庚申塔

平安時代中期の武将・平将門が、平貞盛・藤原秀郷らに討たれたときに身にまとっていた「鎧」を、死を悼んだこの地の人々が埋めたという説もあります。

また、「江戸名所図会」によると、将門を討った後に重病にかかった藤原秀郷が、将門の霊を弔うため、境内に鎧を埋めたら全快したとも伝えられています。

境内入口の天神社の前には、江戸時代中期の享保6年（1721年）に奉納された、一對の素朴な狛犬（こまいぬ）が鎮座しています。これは、中国の道教

に由来する「庚申信仰」と狛犬が合体した大変珍しい形の「狛犬型庚申塔」で、区の指定有形民俗文化財です。

神社の氏子組織である巴講睦には、雄雌一對の「唐獅子図屏風」も伝わります。獅子図は、柏木に住んでいた日本画家・山内多門が大正7年（1918年）に描いたもので、区の地域文化財に認定されています（通常は非公開）。

区民住宅・特定住宅 入居者募集

募集案内の配布は6月3日～11日

所得基準表	
家族数	年間所得金額
2人	227万6,000円 ～622万4,000円
3人	265万6,000円 ～660万4,000円
4人	303万6,000円 ～698万4,000円
5人	341万6,000円 ～736万4,000円

※所得金額は所得税法上の所得金額をいい、給与所得控除後または必要経費控除後の前年中の所得金額です。計算方法は「募集案内」をご覧ください。

※家族数には申込者本人を含みます。家族数が6人以上の場合は、1人に付き38万円を加算してください。

【募集戸数】区民住宅4戸、特定住宅5戸

※20年が経過した区民住宅を、引き続き15年の期間に限り、「特定住宅」として提供しています。特定住宅の使用期間は原則として5年で、使用料は定額です。

【申込資格】区内在住で義務教育修了前のお子さんがいて、世帯の収入が所得基準内（左表）の方。詳しくは、募集案内をご覧ください。

【募集案内の配布】6月3日（火）～11日（水）に住宅課、区政情報センター（本庁舎1階）、区役所第1分庁舎1階受付、特別出張所、区立中央・四谷・鶴巻図書館で配布します（施設の休館日を除く）。6月3日（火）からは、新宿区ホームページでも取り出せます。

【申込み】募集案内に折り込みの申込書に記入し、住宅課へ郵送してください。6月3日（火）～12日（木）の消印があり、13日（金）までに到着したものを受け付けます。

【問合せ】住宅課区立住宅管理係（本庁舎7階）☎（5273）3787へ。

新宿区自治基本条例 検証会議 区民委員を募集

新宿区自治基本条例（平成23年4月1日施行）は、新宿区の自治の基本理念を定めるとともに、自治の主役である区民の皆さんの権利や責務、区議会・区長等の責務、区政運営の原則などの「自治の基本ルール」を定めています。

条例では、「4年を超えない期間ごとに、条例や関連制度について検証する」としています。今回、「新宿区自治基本条例検証会議」を設置し、区民の皆さんとともに、条例に関連する制度等が条例の趣旨に沿って運営されているかなどを検証します。

会議は7月から月1～2回、計7回程度開催します。

【対象】18歳以上の区民、3名（年齢は26年4月1日現在）

【任期】委嘱の日より27年3月31日

【謝礼】会議に出席の都度、1万円程度

【選考】1次：作文、2次：1次選考通過者に面接（7月初旬）

【申込み】私が考える区民が主役のまちづくりについてがテーマの作文（日本語で800字以内、様式自由）と、作文とは別の任意の用紙に住所・氏名・生年月日・電話番号・職業・志望動機を記入し、6月16日（月）までに企画政策課（〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎3階）☎（5273）3502へ郵送（必着）またはお持ちください。選考結果は応募者全員にお知らせします（作文は返却しません）。

※会議は原則として公開します。会議録と委員名簿は、新宿区ホームページ等で公開する予定です。

賃貸住宅入居時に保証人がいない方へ

家賃等債務保証料の助成

保証人が見つからないため、区内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に、区の協定保証会社や高齢者住宅財団をあっせんし、契約後の保証料の一部を助成します。

【助成の対象】区内在住の60歳以上のみの世帯・障害者世帯・ひとり親世帯のいずれかで、緊急連絡先（親族・知人等）がある方

※他にも要件があります

【助成金額（2年分）】

▶保証会社：月額家賃と共益費の30%（上限あり）。1年契約の場合は1回目の保証契約の更新料も助成

▶高齢者住宅財団：月額家賃等の35%

【問合せ】住宅課居住支援係（本庁舎7階）☎（5273）3567へ。

賃貸住宅にお住まいの60歳以上の一人暮らしの方へ

見守りサービス利用料の助成

緊急通報装置で安否を確認し貸し主・借り主双方の不安を解消します

緊急時に本人が緊急通報装置の通報ボタンを押したり、一定時間内に応答がない場合に受信センサーに通報され、出動員が駆け付けて安否を確認する「見守りサービス」の利用料を助成します。

●見守りサービスとは

自宅に緊急通報装置と生活リズムを感知するセンサーを設置し、携帯用ペンダントを身に付けることで、24時間、室内での安否を見守ります。東京都防災・建築まちづくりセンターが実施しています。

●助成を受けるには

【助成の対象】区内の賃貸住宅にお住まいの60歳以上の一人暮らしで、年間の所得が25万8千円以下の方

【助成申請の方法】まず、東京都防災・建築まちづくりセンター見守りサービスの利用契約を締結し、利用料の全額を支払ってください。

▶サービスの開始から30日以内に、区住宅課に助成申請をしてください。

※他にも要件があります。利用契約の前に、区住宅課居住支援係へお問い合わせください。

【問合せ】助成の申請：住宅課居住支援係（本庁舎7階）☎（5273）3567、見守りサービスの利用：東京都防災・建築まちづくりセンター☎（5466）2635へ。